# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美郷町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

美郷町長

### 公表日

令和6年2月29日

### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供 ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金)という。)」(以下「支払基金等」という。)が、下きない事には社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金)という。)が、以下「互接連合会」という。のまたすることが、できる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会)という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。  【オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するため、・秋田県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会の運営を共同して行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、高額療養費システム、国保総合システム、国保情報集約システム(次期システムを含む)、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル	名
被保険者台帳情報ファイル、	賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令
	で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条、24条 【オンライン資格確認の準備業務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
法令上の根拠	(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2

条第13号

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四 十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定 により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46 の項) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情 報)に 「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、 第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17,22,88,97,106,120 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に ②法令上の根拠 関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に 「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの」が含まれる項(42の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に 「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項(43の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に 「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に 「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省 令で定めるもの」が含まれる項(45の項) 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 期間別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 税務課、福祉保健課 ②所属長の役職名 税務課長、福祉保健課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 請求先 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 連絡先

問い合わせ先電話番号 0187-84-1111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年1月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	6年1月31日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ重点	点項目評	3) 基礎項目評価	西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシステム	ゝを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
4. 特定個人情報ファイル(	の取扱いの委託			[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	_		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワーク:	ンステム	を通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	<b>ノステムとの接続</b>		[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	เている เている		
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査 [ ]	外部監査		
9. 従業者に対する教育・	<b>岑発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 2) 十分に行って	いる		

#### 変更簡所

変更箇				ten et ente tim	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 藤田 信晴、福祉保健課長 村山太郎	税務課長 藤田 信晴、福祉保健課長 高橋久也	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、課税台帳情報 ファイル、給付情報ファイル、納付情報ファイル、収納情報ファイル、収納情報ファイル	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当 部署	税務課長 藤田 信晴、福祉保健課長 高橋久也	税務課長 齊藤 敦子、福祉保健課長 高橋 久也	事後	
平成28年8月22日	個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(別表 第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条、24条	事後	
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に 「国民健康保險法第七十六条の四において 準用する介護保除法第七百三十六条第一項(同 法第1百四十余第一項(日本)・10名等一項の対策を第一項の規定により通知することとされて いる事項に関する情報であて主務省ので定めるもの」が含まれる項(46の項) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は機合の項)第三欄(情報提供者)が「医療保険給付金者とある。第四個(特報)に ・「医療保険給付例係情報が含まれる項(46の項) 第三欄(情報)に ・「医療保険給付の支給を3394の30項項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別を第20条、第3条、第4条、第3条、第19条、第20条、第2条、第3条、第48条、第40条、第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)によいる者(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされて いる者の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされて に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされて に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされて に「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされて に「他の法令(法律)による医療に関する結合の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「172288,97106,120の項) 行政手続における特定の個のを識別するため 番号の利用等に関する法律別表第二のも 第1726年内閣府・総務省令第7号)第49条、第53条	事後	
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「地方税法その他の地方税に関する法律及 びこれらの法律に基づ条例による地名の がこれらの法律に基づ条例による地名の の者号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務をのは情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」ののうち、第二欄(特別の夏のうち、第二欄(特別の夏のうち、第二欄(特別の支援)を以は保険料の徴収に関する事務であって主、 は保険料の徴収に関する事務であって主、務省令で定める事務及が情報を定める事務との は保険料の徴収に関する事務であって主、務省令で定める事務の代情報を定める事務の行動である事務の主、 務省令で定める事務及が情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条 環保(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険法による特定の国人を識別するため、 第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険法による集役に、「国民健康保険法による保険給付の支援を 第一個(情報照会者)が「市町村長東民健 原保険組合」の項のうち、第一個(情報照会者)が「市の村長東保険法による保険給付の支格に、「国民健康保険法による保険給付の支格に、「国民健康保険法による保険給付の支格に、「国民健康保険法による保険給付の支格に、「国民健康保険法による保険給付の支格に、「国民健康保険法による場合で定めるもの」が	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第26条5年一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のち、第二欄(事務)に ・「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の効果又は終入に関する解析の数収又は終入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項)	事後	
平成30年4月27日	評価実施機関における担当 部署	税務課長 齊藤 敦子、福祉保健課長 高橋 久也	税務課長 小田長 光仁、福祉保健課長 齊藤 敦子	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数 か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和1年12月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつの時点の計数 か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和2年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し 保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健 康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二 に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、 情報提供ネットワークを介して情報の照会と提 供を行う。	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険統で募出、賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・保険給付、資格管理 ②保験税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、供養行う。 【オンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務】 オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するため、連合会」という。から委託を受けた国民民健康保険管本のは、対知田県国民健康保険である。 ・秋田県国民健康保険団体連合会(以下「国康保険者のけ中が、一等)とは、うから委託を受けた国民民健康保険を高いたが、当町から被保険者及び世帯構成保険者等のでいる資格にという。)から委託を受けた国民民僚保険者向け中が一等という。)における資格とを経由して中間サーバー等」という。)における資格とを経由して中間サーバー等、という。)がら要託を受けている。 ・社会保険診察報酬支払基金が、当町から被保険者の間サーバー等、とない、当町から被保険者を担供を行う。・・社会保険診察報酬支払基金が、当町から被関別符号取得等事別を行うために、情報表機関宗システムの自己情報表保険管理制定、当町から提供とたな民族診察報酬テンステムの自己情報表保険管理制定、当町から提供とでは、対している情報とを組付情報の提供を行う。	事後	
令和2年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、 滞納管理システム、高額療養費システム	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、 滞納管理システム、高額療養費システム、国 保総合システム、国保情報集約システム、医 療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年3月16日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条、24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条、24条[オンライン資格確認の準備業務]1、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の30の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一名主務省争の利用等に関する法律別表第一の主務省令の利力等に対ける特定の個人を識別するための番号の可とある事務を定める命令(別表第一省令第24条3国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		*番亏法第19宋第1亏(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	*毎亏法弟19宋弟/亏(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二		
令和2年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる字 用法連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特を提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に 「国民健康保険法第七十六条の四において 準用する介護保険法第百三十六条第一項(同 法第百四十条第三項において準用する場合を 含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することささい いる事項に関する情報であって主務省令で定 めるもの」が含まれる項(48の項) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期 高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特 定個人情報)に 「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.5.26.27.30.33.39.42.58.62.80.87.93の項) の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及務(48.20.87.93の項) の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及務(48.20.87.93の項) を 2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第26条、第3条、第48条、第48条、第48条、第48条、第2条、第2条、第2条、第25条、第33条、第44条、第46条に にしる者」の項のうち、第四個で接続人会に いる者」の項のうち、第四個で接続人会に いて17.22.88.97,106.120の項) 「他の法令(法律)に20の項) 「行政手続における特定の個人を識別するため	【情報提供の根拠】 第三欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に 「国民健康保険法第七十六条の四において 準用する人養保険法第七十六条の四において 準用する人養保険法第七十六条第一項同 法第百四十条第三項において準用する場合を 含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十 一条第一項規定により通知することとされて いる事項に関する情報であって主務省令で定 めるもの」が含まれる項(460項) 第三欄(精報提供者)が医療保険者又は後期 高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特 定個人情報)に 「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.5.26.27.30.33.39.42.58.62.80.87.93の項) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の刑罪等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定の命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第 2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第 2条、第3条、第4条、第64条 第三欄(情報提供者)が「他の法令に法律」と 第三欄(情報提供者)が「他の法令に法律」によ るを 第三欄(情報提供者)が「他の法令に法律」によ るを 第三欄(情報提供者)が「他の法令に法律」によ るを 第三欄(情報提供者)が「他の法令に法律」によ るを者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に		
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	新田   新田   新田   新田   新田   新田   新田   新田	<ul><li>第一欄(情報昭全者)が「市町村長」の頂の言・</li><li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li></ul>	事後	
令和4年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 「保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と申間サーバ会と提供を行う。  【オンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務】 オンライン資格確認システム稼働に向けた準備業務】 オンライン資格確認システムな働に向けた準備業務】 オンライン資格確認システムを制に向けた準備業務】 オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するため、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「国医院原味映図に基づき、被味映有に対し、保険給付事業を行っている。 ・地方形法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・ (1) 保険給付、資格管理 ・ (2) 保険給付、資格管理 ・ (2) 保険給付、資格管理 ・ (2) 保険給付、資格管理 ・ (3) 保健事業 ・ なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供・シークを介して情報の照会と提供を行う。  「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格に扱います。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等値と中間サーバ、情報提供・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク・シーク	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	右の記述を追記	(価差終) ・国民健康保険法による保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、 滞納管理システム、高額療養費システム、国 保総合システム、国保情報集約システム、医 療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、 潔納管理システム、高額療養費システム、国 保総合システム、国保情報集約システム(次期 システムを含む)、医療保険者等向け中間 サーバー等	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	右の記述を追記	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条 第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事後	
令和6年2月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつの時点の計数 か	令和1年12月6日時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.取扱者数 いつの時点の計数か IV リスク対策 4.委託先に	令和1年12月6日時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月29日	IV リスク対策 4. 安託元における不正な使用等のリスクへの対策は十分か IV リスク対策 5. 不正な提		特に力を入れている	事後	
令和6年2月29日	IV リスク対策 5. 不正な提供・移転が行われるリスクへの対応は十分か		特に力を入れている	事後	